

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月13日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社ファーストリテイリング
【報告者の住所又は所在地】	山口県山口市佐山717番地1
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北1丁目13番12号（東京本部）
【電話番号】	（03）6272 - 0050（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 徳永 敏久
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ファーストリテイリング 東京本部 （東京都千代田区九段北1丁目13番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）本書中の「公開買付者」とは、株式会社ファーストリテイリングをいいます。

（注2）本書中の「対象者」とは、株式会社リンク・セオリー・ホールディングスをいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7）本書中の「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。

（注8）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注9）本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続き及び基準は、他の法域における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

（注10）本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社リンク・セオリー・ホールディングス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 平成14年9月30日開催の対象者臨時株主総会及び平成14年10月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ロ 平成15年10月17日開催の対象者臨時株主総会及び平成15年12月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ハ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年8月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ニ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年10月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ホ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ヘ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年4月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
 - ト 平成19年11月28日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- 平成18年4月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2018年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

(3)【公開買付期間】

平成21年1月29日(木曜日)から平成21年3月12日(木曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年3月13日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	107,485 (株)	107,485 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券	566	566
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	108,051	108,051
(潜在株券等の数の合計)	(566)	(566)

(注) 新株予約権付社債については、応募のあった新株予約権付社債100個をその発行要項に基づき平成21年3月12日現在有効な転換価額を用いて株式に換算いたしました。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	131,251
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	566
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	28,160
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年3月13日現在)(個)(g)	162,560
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$)(%)	97.72

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数158,920個に、平成21年3月12日までにストックオプション制度に係る新株予約権の行使により発行された対象者普通株式に係る議決権の数3,640個を加えた数です。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。